一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県村上市大須戸サルクラ山二一五二の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字小石原字アラコ一七六〇の二・一七六一の七（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一七六〇の三（国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県大野郡白川村大字福島字谷日面一三の八（国有林。次の図に示す部分に限る。）・一三の一四（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県大野郡白川村大字福島字谷日面一三の八（国有林。次の図に示す部分に限る。）・一三の一四（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十二月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県喜多方市岩月町入田付字大峠山七八一四の一、字東ノ入七七六七、字石釜七七七一の一から七七七一の三まで、字銅山七七七〇のイ、七七七〇の二、七七七〇の三、字西ノ入七八一五の一三、七八一五の四二、七八一五の五六、字小滝沢山七六七七のイ、関柴町下柴字小白木沢四一〇三、字日影四一〇二、上三宮町三谷字久根澤五六一八、字中丸五六二八、字寺山五五六八、五五六八の二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四百八号

八ツ場ダムの建設に関する基本計画（昭和六十一年建設省告示第千二百八十四号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定により、告示する。

平成二十八年十二月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

6(1)中「約4,600億円」を「約5,320億円」に改める。

○国土交通省告示第千四百九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十四日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　北陸自動車道
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
鯖江市田所町四四字渕ノ上四番二から同市田所町四四字渕ノ上五番一まで	前	最大 一〇三 最小 七二	三一
	後	最大 五五 最小 二六	
福井市徳尾町一八字治郎丸五番から同市徳尾町一八字治郎丸一九番まで	前	最大 一〇二 最小 七七	九〇
	後	最大 七七 最小 五四	

○国土交通省告示第千四百十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十四日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十四日

路線名	供用開始の区間	国土交通大臣	供用開始の期日
関越自動車道	東松山市大字田木字立野一三八番一の六二	石井　啓一	平成二十八年十二月十五日十時

○国土交通省告示第千四百十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十四日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十四日

路線名	供用開始の区間	国土交通大臣	供用開始の期日
東関東自動車道千葉富津線	市原市今富字大作頭一〇六六番二から同市海保字中木々音一一五四番三まで	石井　啓一	平成二十八年十二月十五日十時

○東北地方整備局告示第二百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十四日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名　一般国道　百十二号
二　占用を制限する区域　山形県鶴岡市上名川字上村一二七番から同市上名川字上村二三九番まで
図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所